

会議結果報告書

令和4年2月22日

会議の名称	令和3年度第2回志木市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和4年2月16日（水）14時00分～15時25分
開催場所	市役所第2庁舎3階 第4・5会議室
出席委員	竹前 榮二委員（会長）、 西川 和人委員、阿部 眞治委員、榎本 秀夫委員、 清水 賢三委員、荷田 幸雄委員、 松澤 真衣委員、荻島 亜紗美委員 (計8人)
欠席委員	大貫 結子（会長職務代理）、羽賀 佳和委員 (計2人)
説明員職氏名	(1)〔共生社会推進課〕中村課長、鈴木主任 (2)〔財政課〕伊東主幹、久保木主任 (3)〔学校教育課〕志田主幹、川瀬指導主事 (4)〔住民税非課税世帯等臨時特別給付金室〕中村室長、田中主査 (5)〔課税課〕田島主査 (6)〔産業観光課〕佐野主幹、富海主任 (7)〔市政情報課〕八木課長、田中主査 (計11人)
議 題	<p>【諮問事項】</p> <p>(1)障がい者ケース台帳の電子化業務委託 [共生社会推進課] (2)志木市ふるさと応援資金業務委託 [財政課] (3)志木市立小・中学校教育 ICT 推進事業 [学校教育課]</p> <p>【報告事項】</p> <p>(4)住民税非課税世帯等臨時特別給付金に係る封入封緘業務委託 [住民税非課税世帯等臨時特別給付金室] (5)軽 JNKS サーバへのオンライン結合 [課税課] (6)農地台帳情報のインターネット領域への移行 [産業観光課]</p> <p>【諮問事項】 追加分</p> <p>(7)LoGo フォーム借上 [市政情報課]</p>

結 果	(1) (2) (3) (7)については、審議の結果承認された。 (4) (5) (6) については、報告が承認された。 (傍聴者 0人)
事務局職員	菊池課長、一杉主幹、萩山主事
審議内容の記録 (審議経過、結論等)	
<p>1 開 会</p> <p>2 議 題</p> <p>【諮問事項】</p> <p><u>(1) 障がい者ケース台帳の電子化業務委託〔共生社会推進課〕</u> (個人情報保護条例第12条の規定による諮問)</p> <p><説明員></p> <p>新庁舎では、ケース台帳の保管場所が課から離れた場所となる予定であり、問合せや相談があった際に、書庫まで台帳を取りに行き照会に回答するため、迅速な市民サービス提供に支障をきたしてしまう。</p> <p>そこで業務委託を行い、紙媒体を課内のスキャナーを活用してデータ化したうえ、基幹システムサーバにデータを保存する。ケース台帳のデータ化により利便性の向上を図るとともに、紙媒体の削減を図っていきたい。</p> <p><質疑応答></p> <p>委 員) 作業は障がいを持っている方をお願いするとあるが、どの程度の障がいを想定しているのか。</p> <p>説明員) 障がい者福祉事業者の中でもパソコンに長けている者、障がい軽度ではなく作業ができる者を仕様で明記している。</p> <p>委 員) 携帯電話・スマートフォンの持ち込みはどうするのか。</p> <p>説明員) 禁止する。</p> <p>委 員) 今後データの加除はどうするのか。</p> <p>説明員) 加除は随時、市の職員が行う。</p> <p>委 員) 作業人数の根拠は。</p> <p>説明員) 作業用PCの台数が2台及びスキャナーが1台であるため。</p> <p>委 員) 委託をするに際し、どんな指導・管理を行うのか。</p>	

説明員) 作業スペースの遵守や物品の持出禁止等を委託業者に対して指導していく。

委 員) USB の持ち込み禁止とあるが、どのように確認するのか。

説明員) 口頭での確認をする。また、バッグなどの私物を作業スペースに持ち込む事を禁止して管理していく。

委 員) 委託業者が台帳を作業所に運ぶ際に、記録簿に記入のうえ共生社会推進課員に確認(署名)を得るとあるが、返却の時はどうするのか。

説明員) 返却の際にも記録簿に記入し、共生社会推進課の職員に確認(署名)をする。

委 員) 職員が作業にずっと立ち会うのか。

説明員) 作業開始と終了の時のみを想定している。

委 員) 万が一 USB 等の持ち込みがあった場合には、立ち合いをしていないと危険ではないのか。

説明員) 作業所には原則的に私物の持ち込みを禁止しており、口頭での確認も行う。また、市のパソコンのセキュリティで、市販の USB は使えないようになっている。

委 員) 5,000 冊と膨大な量だが、まとめてデータ化作業を依頼することはできないのか。

説明員) 日々の業務で台帳を使いながらのデータ化作業なので、まとめて業務を依頼することはできない。

委 員) 文書の廃棄はどのように行うのか。また、廃棄した証明などもあるのか。

説明員) 文書の廃棄は外部委託しており、機密情報として最終的に溶解処分する。溶解証明も頂いている。

<結論>

審議の結果承認された。

(2) 志木市ふるさと応援資金業務委託〔財政課〕

(個人情報保護条例第 12 条の規定による諮問)

<説明員>

以前にも志木市情報公開・個人情報保護審議会に諮問させていただきましたが、令和 4 年度から別のポータルサイトにも特産品を掲載し、受け入れ間口を広げ、寄附の拡大を図っていくものである。

<質疑応答>

委 員) 今までに苦情等は無かったのか。

説明員) 雪で農産物の収穫ができず、特産品が送れないことがあった。

委 員) 誰が対応したのか。

説明員) 寄附の前であれば業者が対応するが、今回は支払いの後であったため、市で直接寄附者とやり取りを行った。

委員) 誰が責任をとるのか。

説明員) 本件に関しては天候不良によるものなので、責任問題だとは考えていない。

委員) 市外在住の方に対して特産物の送付を行うとあるが、市内在住の人が寄付すると貰えないのか。

説明員) ふるさと応援資金は国の制度であり、特産品の送付は市外の方が対象となる。

委員) 調書には延べ4,470件とあるが、寄附をした人数ということか。

説明員) 1人で複数回にわたって寄附をした場合、寄附するごとに1件ずつカウントされる。延べ4,470人分の情報ということである。

<結論>

審議の結果、承認された。

(3)志木市立小・中学校教育 ICT 推進事業 [学校教育課]

(個人情報保護条例第16条の規定による諮問)

<説明員>

以前にも志木市情報公開・個人情報保護審議会に諮問させていただきましたが、GIGAスクール構想の具現化に向けて本市でもオンライン学習教材を導入している。

その中で、オンラインで活用できる学習教材を導入することにより、生徒の学習成績から次の問題や解きなおしなど、個人に最適化された学習を実現することができるものである。

<質疑応答>

委員) 1人1台の端末を使用するのか。

説明員) 教育委員会から児童・生徒1人1台ずつ貸与している。

委員) ログイン用IDとパスワードは1人ずつ違うのか。

説明員) 違うものが設定されている。

委員) グーグルアカウント上での私語、チャット等の私的なやりとりはどう考えているか。

説明員) アプリの中にはチャット機能は搭載されていない。タブレットの機能としてチャット等が使えるようであれば、モラル教育を随時行っていくことにより防いでいきたい。

委員) ワンタッチでログインできるのは非常に便利だと思うが、なりすましや情報の漏洩が怖い。どのように考えているか。

説明員) 100%の解決は難しい。モラル教育を随時行っていくことで対応していきたい。

委員) 学習の取組状況とは、先生から生徒に対する評価も入っているのか。

説明員) 成績に直結する情報は無い。あくまでも問題の○×等である。

<結論>

審議の結果、承認された。

【報告事項】

(4)住民税非課税世帯等臨時特別給付金に係る封入封緘業務委託

〔住民税非課税世帯等臨時特別給付金室〕

<説明員>

新型コロナウイルス感染症による生活への影響に対する支援として、住民税非課税世帯に対して1世帯あたり10万円を支給するため、対象者宛の確認書及び制度案内チラシ等の封入封緘業務を委託するものである。

<質疑応答>

委員) 事業はもう終わっているのか。

説明員) 終わっている。

委員) 急を要することは理解できるが、報告になった理由は何か。事前に書面により事業を進める旨の連絡等は考えられないか。

説明員) 国からの通知を受けて至急事業を進め、住民生活に支障がない形で速やかに対応する必要があったため。今後、急を要する案件については、どのように諮っていくかは課題としていく。

委員) 終了している事業だが、資料には(案)と書いてある。もう契約しているのではないか。

説明員) 資料を事務局に提出した段階での資料となっているため(案)となっている。

(5)軽JNKSサーバへのオンライン結合

〔課税課〕

<説明員>

令和3年度税制改正大綱により、軽自動車の継続検査時における種別割の納付の有無の事実確認について、令和5年1月から全国一斉にオンラインによる手続きを始めることになる。

地方税法の改正により、令和5年1月から軽自動車検査協会は、地方税共同機構が設置した軽 JNKS サーバで納付状況の確認を始める。そのために本市の基幹系システムを改修のうえ、データのアップロードを開始する。

自治体専用の専用線である LGWAN 回線を利用するため、セキュリティに強いネットワークである。

※JNKS（普通自動車）は平成27年から開始。

< 質疑応答 >

委員) LGWAN は自治体専用回線なのか。

説明員) 自治体専用回線である。

(6) 農地台帳情報のインターネット領域への移行〔産業観光課〕

< 説明員 >

農林水産省では、行政サービスを利用する国民の利便性向上や行政実務の効率化を図ることができるよう取組を進めている。取組の一環として、所管するすべての行政手続について、オンラインで申請できるよう農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF 地図）の開発等を行っている。今後 eMAFF 地図と農地情報公開システムを一元的に管理し、LGWAN アクセス領域に存する農地台帳情報をインターネット領域に移行する予定である。

農林水産省から全国農業会議所に3月末までに LGWAN アクセス領域に存する農地台帳情報をインターネット領域に移行するよう依頼されており、作業は全国農業会議所が行うため、農業委員会でのシステム上の操作は必要ない。

また、法令【「農地法の運用について」の制定について】第6の2項でも、農業委員会が行う公表を「各市町村で定めている個人情報保護条例等の規定に係わらず、必ず行わなければならない」とされているものである。

< 質疑応答 >

委員) 特になし。

【諮問事項】 追加分

(7) LoGo フォーム借上〔市政情報課〕

(個人情報保護条例第16条の規定による諮問)

< 説明員 >

現在、LINE や県の電子申請を活用し申請を行っているところだが、LINE の電子申請では申請フォームを作成するツールは専門性が高く時間もかかることや、県の電子申請では申請の度に

認証が必要になるなど、利用者が利用しがたいシステムとなっている。

「新しい生活様式」に対応し、市役所に来なくて済む行政手続きを実現するため、L o G o フォームシステムを活用した電子申請システムを行うもの。L o G o フォームシステムは、テキスト入力や選択肢設定、ファイル添付など様々なツールを組み合わせることにより、申請やアンケート、募集などの申請システムを汎用的に作成する事ができ、他市の使用している申請様式を参考に作成できる。

< 質疑応答 >

委 員) LINE は廃止するのか。

説明員) 廃止しない。

委 員) 他市での導入事例もあるというが、どのようなメリット・デメリットがあるか。

説明員) 先進市ではワクチン予約の申請も受け付けている。職員の事務負担が減っていると聞いている。

委 員) 経費はどの程度を見込んでいるか。

説明員) オプションにもよるが、今のところ年間 190 万円程度を見込んでいる。

【その他】

3 閉 会